

別紙資料

地域公共交通会議とは

北見市公共交通会議・幹事会とは

「地域公共交通会議」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の様態及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。

北見市地域公共交通会議(H22年1月～)

目的

地域公共交通体系やその料金、市町村運営有償運送の必要性や対価に関する検討、その他、必要な協議を行うために設置。地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努める。

交通事業者

- ・北見バス ・網走バス ・北見市ハイヤー組合
- ・私鉄北海道地方労働組合北見バス支部

教育機関

- ・北見工業大学

市民・協議会等

- ・老人クラブ連合会 ・自治会連絡協議会
- ・公募による者

行政・関係機関

- ・北見警察署 ・北見運輸支局
- ・北見道路事務所
- ・網走建設管理部北見出張所
- ・オホーツク総合振興局

北見市

- ・企画財政部長(座長) ・企画財政部
- ・都市建設部 ・保健福祉部 ・学校教育部

地域公共交通会議の承認を受けて設置。

【設置要綱抜粋】

第8条 交通会議は、第2条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の設置及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

【幹事会設置要領】



北見市地域公共交通会議 幹事会(H24年4月～)

目的

公共交通会議の円滑な運営及び公共交通利用促進策等の具体的な取組に関する検討を行う。

交通事業者

- ・北見バス ・網走バス ・北見市ハイヤー組合

市民・協議会等

- ・老人クラブ連合会
- ・自治会連絡協議会

北見運輸支局

北見市

○北見市地域公共交通会議設置要綱

(平成 26 年 4 月 1 日内規第 26 号)

改正 平成 26 年 11 月 10 日内規第 490 号 平成 27 年 3 月 30 日内規第 35 号

(目的)

第 1 条 市内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、北見市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者により構成し、北見市長(以下「市長」という。)が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (4) 市民(バス利用者)の代表
 - (5) 公募による者
 - (6) 公共交通に関する学識を有する者
 - (7) 北海道警察北見方面本部が指名する者
 - (8) 北海道運輸局北見運輸支局が指名する者
 - (9) 北海道開発局網走開発建設部が指名する者
 - (10) オホーツク総合振興局が指名する者
 - (11) 北見市企画財政部長
 - (12) 市長が指名する職員
- 2 第 1 項第 1 号から第 3 号、第 7 号から第 10 号及び第 12 号で掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、北見市企画財政部長をもって充て、会務を総括する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見・説明等を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については、十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱)

第7条 関係者は、交通会議で協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、第2条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会をおくことができる。

2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、北見市企画財政部地域振興課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月10日内規第490号)

この内規は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日内規第35号)

この内規は、平成27年3月30日から施行する。

○北見市地域公共交通会議幹事会設置要領

(平成27年4月10日内規第118号)

(設置)

第1条 北見市地域公共交通会議設置要綱(以下「設置要綱」という。)第8条第2項の規定に基づき、北見市地域公共交通会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設置要綱第2条に掲げる事項に附する事項

(組織)

第3条 幹事会は、設置要綱第3条の委員(以下「委員」という。)から会長が指名する者をもって組織する。

(座長)

第4条 幹事会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(1) 座長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

(会議)

第5条 幹事会は、座長が召集し、幹事会の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる幹事会は、交通会議の会長が招集する。

2 幹事会における協議の結果等については、交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、北見市企画財政部地域振興課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年4月10日から施行する。